

「週3日勤務」勝ち取りました！！

私は63歳で、今年4月から一年間週3日（一日7時間45分）で辞令をいただきました。これは実は私にとってはとても意外なできごとでした。

私はH25年度に定年後1年目を迎えましたが、その年1年間だけは被災地支援任期付職員として宮城県塩竈市で勤務しました。その年度までは再任用は原則が週3日（一日7時間45分）となっていました。ところが、H26年度からは週4日（一日6時間）しか認められないと言われ、しかたないのでそれを認め、加古川県税で勤務しました。H27年度についても同じでした。しかし私にはそれはとても不条理であると感じられました。

というのは、現役時代と異なり、週4日でも週24時間勤務ですからフルタイムの60%くらいの勤務であることは変わりません。再任用期間は5年しかないので、今まで仕事中心の生活を行っていたわけだけれど、仕事以外の趣味や勉強、介護、ボランティアなどなどに人生の比重を移していくべき過渡期であると考えるべきだと思います。それを考慮せず、仕事中心の考え方を強制しながら、今までどおりの質の高い労働を低い時間あたり給与で供給せよと言うのは、あまりにも退職者をなめた態度ではないでしょうか？

私はそう考えて、今年2月5日に訴状を神戸地裁に提出しました。兵庫県は原告に「週3日、一日7時間45分」の勤務形態の雇用契約（任用関係）を認めよ。と後、週4日なら週3日より一日分の通勤時間と昼休みを余分に働かなければならないのでその時間の賃金分＝172,758円の損害賠償も付けました。前者だけだと原則論で簡単にダメと言われてしまうことが多いので、損害賠償を付けることで実質審理に入ってもらえるという意図でした。

その後、補正命令が来てその回答を出しました。

その後3月中旬まで何もありませんでした。当局は週4日の辞令を出すかクビにするかの選択を迫られることになったはずです。組合本部のA書記長が介入してくれたこともあり、人事課は「提訴を取下げれば週3日を認める」と言ってきました。そこで私は取り下げしました。取り下げという形ではありますが、「週

3日勤務を認めろ」と要求し通ったわけなので、勝利です！！（週3日が通らなければ週4日を認められないのでもう仕事しないつもりでした。）

非フルタイム労働者であってもフルタイムと同等の仕事をしており、当局の恩恵として仕事とさせてもらっているわけではない。制度変更といっても、当局に都合がよいだけの一方的なものは認めることができない。また、高齢者職員に対しては、報酬を貰える貰えないに関わらず、定年後も働く、学ぶ、教える、介護する、家事する、農業するなどの社会的活動を積極的に行って行くべきと考えられます。一億総活躍のヴィジョンから言ってもそうです。これは「サラリーマン的な固定的な仕事」観から、それぞれの個人が解放され多様な社会活動を行っていくべきだという思想です。

生産者が今まで一本百円で売っていたきゅうりを一本五十円でしか買わないと言われたら、どうだろう。それが不当でも、買い手が一人しかいなければ生産者は買い手の言いなりになるしかない。それがどうしてもくやしいなら、それに応じずに、1年間我慢して大量のきゅうりを腐らせるしかない。後者のようにNOを言う人が出てくれば、歴史は少しずつ動いていく可能性がある。生活があるから言いたくてもNOは言えない、それはもったものであるとは思える。しかしにもかかわらず多くの労働者は戦ってきた。そのことの意味は大きい。ところで、「正規職員」というものは60歳ないし65歳で終わる。NOを言っても言わなくて、雇用関係はどのようにしても終わる。「生活のためがあるから戦えない」のであれば、「生活のため」を考える必要がなくなるとき（例えば64歳のとき）は「戦えるようになる」、論理的にはそうなるので、みんなもっと戦えばよいと思う。

訴状などと資料は、 <http://666999.info/AYGX> にまとめてあります。



八木孝三 メアド noharra@666999.info

週休4日制要求！！